

平成23年度幼稚園就園奨励費のお知らせ

熊谷市では、幼稚園教育のいっそうの普及充実をはかるため、国の補助を受けて私立幼稚園に通園させているご家庭に保育料の一部を補助しております。

この保育料等の補助を希望する方は、在園する幼稚園で手続きをしてください。

1 補助を受けられる方

熊谷市に住民登録のある世帯で、満3歳児から5歳児を私立幼稚園に通園させている保護者

- 満3歳児 平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれで、満3歳に達した幼児
- 3歳児 平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ
- 4歳児 平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ
- 5歳児 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ

2 申し込み手続き

各幼稚園から配布される申請書に必要な事項を記入の上、各幼稚園に提出してください。

(課税証明書の提出が必要な方は課税証明書を添えてください。詳しくは『3 提出書類』参照。)

また、審査では課税状況の確認をします。未申告の場合(年末調整や確定申告をしていない場合)は至急申告手続きをしてください。未申告のままですと補助の対象外となりますのでご注意ください。

3 提出書類

平成23年1月1日時点で熊谷市に住民登録があった(A)/なかった(B)により異なります。

(A) 平成23年1月1日時点で熊谷市に住民登録があった方

- ① 申請書「平成23年度 保育料等減免措置に関する調書」

(B) 平成23年1月1日時点で熊谷市以外の市町村に住民登録があった方(転入や単身赴任等)

- ① 申請書「平成23年度 保育料等減免措置に関する調書」
- ② 平成23年度市(町・村)民税課税証明書(コピー不可)

* 課税証明書は平成23年1月1日時点で住民登録のあった市町村に発行を請求してください。

* 課税証明書は市民税の所得割額及び住宅借入金等特別税額控除の措置を受けている世帯は住宅控除額の明記してあるものをご提出ください。

* 課税証明書は園児と生計を共にしている人のうち、学生以外の大人の方全員分が必要です。
無職の方でも必要となりますのでご注意ください。

例) 父(会社員)・母(主婦)・祖父(無職)・祖母(無職) 計4枚

* 海外勤務者の場合は、課税証明書ではなく別途証明書が必要となりますので教育総務課までご連絡ください。

4 補助基準および補助額

補助額は、世帯の平成23年度の市民税額を基準に、小学校1～3年生までの兄弟の有無や、幼稚園等に通っている兄弟の有無によって決定します。（市民税額が一定の基準を超過する場合には、補助の対象にはなりません。）

審査基準となる市民税額は同一世帯および同一生計者のうち、父母およびそれ以外の家計の主宰者（世帯構成員のうち最多収入者）の市民税額を合算した額になります。

なお、市民税額は、地方税法による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とします。

また、補助額は保護者が実際に各幼稚園に納めた入園料・保育料の合計額を限度として交付します。下記の補助限度額を実際の負担額が下回る場合は、実際の負担額が交付されますのでご注意ください。

小学校1～3年生の兄・姉の有無		いない			いる	
同一世帯から幼稚園へ通っている人数（数え方）		1人目（第1子）	2人目（第2子）	3人目以降（第3子以降）	1人目（第2子）	①2人目以降 ②小1～3年生の兄・姉が2人以上いる園児（第3子以降）
減免の基準（平成23年度市民税）		補助限度額（園児1人あたりの年額） *単位：円				
1	生活保護法による保護を受けている世帯	223,200	264,000	303,000	244,000	303,000
2	市民税が非課税または市民税所得割額が非課税の世帯	193,200	249,000		222,000	
3	市民税所得割額が34,500円以下の世帯	109,200	207,000		159,000	
4	市民税所得割額が183,000円以下の世帯	46,800	175,000		111,000	

<注意事項>

- ・同一世帯から同時に2人以上の幼児が私立幼稚園に通園している場合、就園している園児の最年長児を「第1子」、次年長児を「第2子」、それ以降を「第3子」として数えます。
- ・小学校1～3年生に兄・姉がいる場合は、小学校1～3年生の兄・姉を「第1子」として数えます。

（例1）

兄弟構成	数え方
小学校2年生の長男	第1子扱い
幼稚園年長の長女	第2子扱い
幼稚園年少の次女	第3子扱い

（例2）

兄弟構成	数え方
小学校3年生の長男	第1子扱い
小学校1年生の次男	第2子扱い
幼稚園年少の長女	第3子扱い

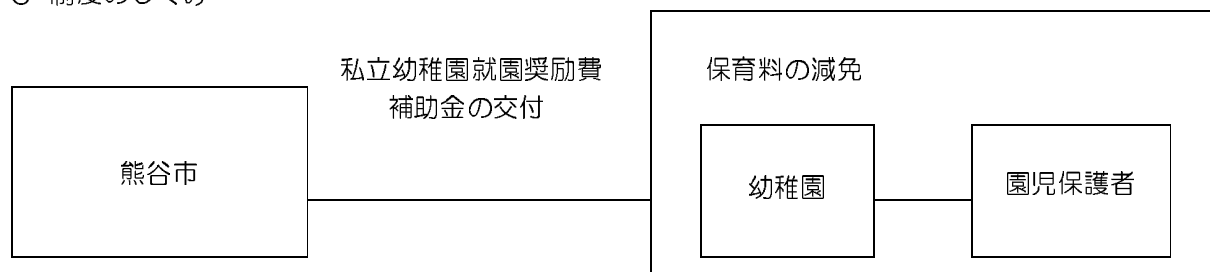
- ・兄または姉が保育園児または認定こども園、特別支援学校幼稚部に在園している場合は、第2子以降として数えます。
- ・年度途中で幼稚園に入園／退園した方や、熊谷市外へ転出した方等は月割り支給となります。

5 市民税額の調べ方

「市民税・県民税納税通知書」または「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」で確認できます。
(市役所では電話での市民税額の問い合わせには、プライバシー保護のためお答えできませんのでご了承ください。)

- (1) 申告された方には、「市・県民税納税通知書」が送付されます。(6月中旬発送予定)
「市・県民税納税通知書」から市民税の所得割額、均等割額の欄をご覧ください。
- (2) 給与所得の方には、会社を通じて「市・県民税特別徴収税額の通知書」が送付されます。
「市・県民税特別徴収税額の通知書」から市民税の所得割額、均等割額をご覧ください。
- (3) 市民税の所得割額は地方税法による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額となります。

6 制度のしくみ



7 認定及び通知

該当者の認定は、熊谷市教育委員会が行い、幼稚園を通じて12月以降ご家庭に通知します。
認定となった場合の補助額は幼稚園を通じて支給されます。

8 問い合わせ先

熊谷市教育委員会 教育総務課 管理係 (熊谷市役所6階)
〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1
電話 048-524-1111 内線382
FAX 048-525-9330